大東市グループホーム等開設等補助金　交付の流れ【概算払いの場合】

事業者　　**市**

事前相談　申込み前に、障害福祉課へ相談・確認してください。

↓

申込み　工事着手前に必要書類を揃えて提出してください。
【別添要綱第６条参照】

→ **現地調査**　職員が現地に伺います。

↓

交付決定　交付決定通知書により通知します。

交付申込時の内容に変更があれば変更交付申込書を提出してください

着工届　工事着手から５日以内に提出してください。
【別添要綱第６条参照】

↓

概算払い請求　交付請求書を提出してください。【別添要綱第１５条参照】
（請求額は交付決定額の10分の8まで）
※《新築工事》の場合は「上棟」以降に提出
《新築工事以外》の場合は「着工」以降に提出

→ **概算払い**　請求額を支払います。

竣工届　工事竣工後、直ちに提出してください。
【別添要綱第１１条参照】

→ **竣工検査**　職員が現地に伺います。

請求までに、緊急時居室確保事業の委託契約を締結していること

実績報告　竣工検査後、速やかに必要書類を提出してください。
【別添要綱第１３条参照】

→ **交付確定**　補助金を確定し、確定通知書により通知します。

請求（残額）　確定通知書の通知を受けた後、速やかに交付請求書を提出してください。（補助金精算書を添付のこと）
【別添要綱第１５条参照】

→ **支払い（残額）**　請求後、速やかに残額分を支払います。